藤枝市木造住宅建替事業費補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤枝市木造住宅建替事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。 (採択条件等)
- 第3条 既存木造住宅除却事業の補助金交付の採択条件は、持ち家及び賃貸住宅の 所有者が行う除却工事であって、既存木造住宅の全てを除却するものとする。
- 2 住宅建設事業の補助金交付の採択条件は、持ち家及び賃貸住宅の所有者が行う 建設工事であって、既存木造住宅の全てを除却し、引き続いて当該住宅敷地(こ れに隣接する土地を含む。)又はその一部に従前の居住者が居住するために継続 して利用する住宅を建設するものとする。
- 3 耐震診断は、平成18年1月25日国土交通省告示第184号の別添による方法(国 土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む)とする。ただし、これに準ず る診断方法として市長が認める方法とすることができる。
- 4 住宅建設事業で建設される住宅は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「省エネ基準」という。)に適合するものであること。
- 5 住宅建設事業で建設される住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規 定する土砂災害特別警戒区域又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第 1項に規定する災害危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭 和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等 防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複す る区域に限る。)外に存すること。

(添付書類)

- 第4条 要綱第4条の規定による補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に 定めるものとする。
  - (1) 除却事業にあっては、次に掲げる書類
    - ア 事業経費の根拠となる見積書の写し
    - イ 昭和56年5月31日以前に建築(10㎡以上の増築、改築を含む。)又

は同日において工事中であったことを証明するもので下記のいずれかの書 類の写し

- (7) 建築確認通知書
- (4) 固定資産課税台帳登録証明書 (家屋)
- (ウ) 登記簿
- (エ) その他市長が必要と認めるもの
- ウ耐震診断結果報告書
- エ 案内図 (1/2,500 の都市計画図)
- オ 公図写し
- カ 除却工事に係る木造住宅の配置図及び各階平面図
- キ 所有者以外の者による申請の場合は所有者の承諾書
- ク 除却工事前の写真
- ケ 前に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (2) 建設事業にあっては、次に掲げる書類
  - ア 建設工事に係る住宅の配置図及び各階平面図
  - イ 建替え前及び建替え後の家族構成報告書(第1号様式)
  - ウ 母子健康手帳の写し(子育て世帯で子の出産予定である場合、三世代同居 世帯で孫の出産予定である場合)
  - エ 所有予定者以外の者による申請の場合は所有予定者の承諾書
  - オ 省エネ基準の要件確認書 (第2号様式)
  - カ 前に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 要綱第9条の規定による実績報告書に添付する書類は、次の各号に定めるものとする。
  - (1) 除却事業にあっては、次に掲げる書類
    - ア 除却経費の領収書等の写し
    - イ 除却工事の完了写真
    - ウ 建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届の写し(届出対象 工事のみ)
    - エ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号) 第10条第1項の規定による届出の写し(届出対象工事のみ)
  - (2) 建設事業にあっては、次に掲げる書類
    - ア 建設工事に係る住宅の配置図及び各階平面図(交付申請時から変更があ

る場合のみ)

- イ 建設工事の完了写真
- ウ 建設工事の住宅に係る建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第 1 項の規定による確認済証の写し
- エ 建設工事の住宅に係る建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の 規定による検査済証の写し
- オ 建設経費の領収書等の写し
- カ 省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し

(完了検査)

- 第5条 要綱第9条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを検査し、その内容を完了検査復命書(第3号様式)に記入する。
- 2 検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書(第4号様式)に より通知する。
- 3 前条第2項第2号の規定による写真から施工箇所及び完了を確認できた場合は、 完了検査を省略できるものとする。

(補助金の取消し)

- 第6条 前条第2項の規定による不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付 の決定を取消すものとする。
- 2 補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決 定を取消すものとする。
  - (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要領に違反したとき。

(補助金の返還)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、その取消 しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成 30年 4月 1日藤枝市告示第 137-2号)

この要領は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則(平成31年3月19日藤枝市告示第58号)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月27日藤枝市告示第142号)

この要領は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則(令和4年6月20日藤枝市告示第178号)

この告示は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則 (令和 4 年 6 月 20 日藤枝市告示第 178 号)

この要領は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則(令和5年3月15日藤枝市告示第29号)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日藤枝市告示第67号)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

# 第1号様式(第4条関係)

# 家族構成報告書

現在	1 申請者	氏 名				
		生年月日	年	月	日	( 歳)
	2同居家族	氏 名				
		生年月日 申請者との続柄	年	月	日	( 歳)
		氏 名				
	3 同居家族	·				
		生年月日	年	月	日	( 歳)
		申請者との続柄 氏 名				
		,				
	4 同居家族	生年月日	年	月	日	( 歳)
		申請者との続柄				
	1 申請者	氏 名				
建替後		生年月日	年	月	日	( 歳)
	2同居家族	氏 名				
		生年月日	年	月	日	( 歳)
		申請者との続柄				
		氏 名				
	3 同居家族	生年月日	年	月	日	( 歳)
		申請者との続柄				
		氏 名				
	4 同居家族	生年月日	年	月	日	( 歳)
		申請者との続柄				

この住宅に居住するものは上記のとおり相違ありません。

申	請者名		

# 省エネルギー基準の要件確認書 (建設事業)

玍.	日	F
	Л	-

		申請者 <u>住所</u>
		<u>氏名</u>
至	書替え後の	E宅は、下記のとおりの省エネ基準とします。
		≑a
		記
1	建替え後	)住宅の省エネ基準性能について(選択)
	(以下の	)~③のうちどれか1つに○を記載)
	Ţ	】①建替え後の住宅が断熱等級4かつ一次エネルギー消費等級4
		(省エネ基準レベル)
	Ţ	】②建替え後の住宅が断熱等級5かつ一次エネルギー消費等級6
		(ZEH レベル)
	ľ	] ③その他 ( )
_	7 0 11	
2 Г	その他	
L		

# 完 了 検 査 復 命 書

藤枝市長	様	年 月	日
		検査員 職・氏名	印
下記のとおり	り完了検査を行	復命します。	
事業者	住 所 氏 名		
事業の名称	□ 既存フ □ 住宅類	木造住宅除却事業	
工事場所	藤枝市		
工事概要	工事箇所の確認	□全箇所施工済 □一部施工済 ( □未施工 ( □その他 (	) )
検 査 日		検査結果	
摘要			

年 月 日

様

藤枝市長 氏 名 印

### 検査結果不備事項通知書

年 月 日付けで報告のあった藤枝市木造住宅建替事業について、藤枝市木造住宅建替事業費補助金交付事務取扱要領第5条による検査の結果、下記の理由により不備が判明しましたので、藤枝市木造住宅建替事業費補助金交付事務取扱要領第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 不備の内容